

「しがの林業成長産業化アクションプラン」の原案に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 28 年(2016 年)12 月 16 日(金)から平成 29 年(2017 年)1 月 23 日(月)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「しがの林業成長産業化アクションプラン」の原案についての意見・情報の募集を行った結果、9 名(団体)の方から、計 10 件の意見・情報が寄せられました。また、並行して実施した市町に対する意見照会の結果、1 市から1 件の意見が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「しがの林業成長産業化アクションプラン(案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民 団体等	市町 意見
1 はじめに	—	—
2 本県の林業・木材産業の現状	—	—
3 林業の成長産業化における課題	—	—
4 プランの目指す姿と取組の方向	—	—
5 林業・木材産業の振興に向けた取組	9 件	1 件
6 数値目標	1 件	—
7 プランの進行管理	—	—
8 関係者に期待される役割	—	—
その他	—	—
合計	10 件	1 件

3 今後の予定

平成 29 年 3 月 9 日 環境・農水常任委員会 (案について)
3 月末 プランの公表

4 しがの林業成長産業化アクションプラン(案)

別添のとおり

(参考) これまでの経過

<しがの林業成長産業化推進懇話会>

平成28年	5月	27日	第1回懇話会 (現状と課題)
	7月	4日	第2回懇話会 (骨子案について)
	8月	29日	第3回懇話会 (素案について)
	10月	20日	第4回懇話会 (原案について)

<森林審議会>

平成28年	7月	27日	森林審議会 (中間報告)
	12月	20日	森林審議会 (原案について報告)

<環境・農水常任委員会への報告>

平成28年	5月	18日	プランの策定について報告
	8月	10日	骨子案について報告
	12月	15日	原案および意見・情報の募集について報告

<その他の意見交換等 (庁内会議以外)>

平成28年	5月～8月	市町、県民、関係団体等への聞き取り	
	7月	13日	タウンミーティング (高島地区)
	7月	15日	タウンミーティング (湖北地区)
	7月	21日	タウンミーティング (東近江地区)
	7月	28日	タウンミーティング (大津地区)
	8月	2日	タウンミーティング (甲賀地区)
平成29年	1月	19日	しがの林業成長産業化に向けた意見交換会 開催

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
5 林業・木材産業の振興に向けた取組			
1	14	<p>「地域の実情に則した路網整備の推進」について。搬出コスト低減のため、現状の森林作業道(フォワーダ道)から間伐材搬出道への切り替えは重要であり、作業システムの改善にもつながるものと考えられる。</p> <p>例えば森林作業道の改良や既設林道との連結など、開設に向けたアクションを充実強化するとともに、開設延長を数値目標としてあげればどうか。</p>	<p>森林施業における路網整備の種類と構造として、次のとおり定義します。</p> <p>「林道」…地域の基盤となる一般の車両の走行を目的とした構造</p> <p>「林業専用道」…林道と森林作業道をつなぎ、大型トラックの通行を想定した必要最小限の構造</p> <p>「森林作業道」…森林整備の促進を図る目的で、林業機械の走行を想定した簡易な構造</p> <p>「間伐材搬出道」…林道や林業専用道を補完し、4t程度のトラックの走行を想定した構造</p> <p>ご指摘のとおり、木材搬出の効率化のためには速度の遅い林業機械の走行を想定した「森林作業道」だけでなく、トラックの走行を想定した道が必要となります。案では「トラック道」の表現がわかりにくいので、下記のとおり修正します。</p> <p><u>「木材生産や森林施業の効率化を図るため、地形、地質等の自然条件にあわせた作業システムに応じて、林道、林業専用道、間伐材搬出道、森林作業道といった、多様な路網の整備を支援します。」</u></p> <p>また森林作業道の改良や既設林道との連結について、現在も開設と併せ整備しており、引き続き実施していきます。</p> <p>なお路網の開設延長については、本案の数値目標である「素材生産量」等を達成するための手段であり、また現地の条件等により最適な路網の延長が異なることから、一律に目標設定は行わないこととし、本案のとおりいたします。</p>
2	15	<p>過疎高齢化が著しい山村では、民有林境界の後継者への引継ぎが行われずに、放置されている現状を多く目にします。地元の森林組合も少しずつ境界の明確化に取り組んでおりますが、調査量が膨大であり、このままでは所有境界不明確等の理由で、整備ができない山林が増えるばかりです。境界については最重要課題として取り組んでいただきたい。地域の人材等を積極的に活用しながら、山林作業員の雇用増にも繋げられるような施策となるよう願います。</p>	<p>森林の土地の所有者の特定の困難や林地境界の不明といった問題が森林整備や木材の安定供給を妨げている要因となっていることを踏まえ、平成28年の森林法改正において、市町が所有者等の情報を「林地台帳」として整備し、その内容の一部を公表することにより、森林組合や林業事業者等が取り組む施業集約化を促進する新たな仕組みが創設されました。</p> <p>本案ではP15の5(1)②取組2に記載しているように、市町が作成する「林地台帳」整備の支援や「森林境界明確化推進協議会」での取組を支援することにより、施業集約化を進め、森林整備を推進してまいります。こうした取組が地域の雇用創出につながるものと考えています。</p>
3	15	<p>森林簿や法務局で取得可能な公図や登記情報だけでは所有者の割り出しは困難であり、未だに明治時代から登記変更されていない山林も存在する。森林組合では課税台帳等の閲覧はできず、市町村へ情報提供を呼びかけても許可が下りないことが多い。</p> <p>今のまま森林組合が事業を進めても思うようにはいかないのでは、しかるべき業者へ地籍調査として依頼する必要があると考える。</p>	
4	15	<p>一般の森林所有者にあっては、森林の所在や境界、隣接の所有者などがわからなくなっている事例が多く見られます。個人で森林の財産管理をすることが困難な状況であり、境界等の所有権保全もできません。</p> <p>境界明確化に係る経費に対する支援制度はありますが、所有者以外の者の責務が法令等で規定されているわけではなく、公的支援によって明確化された境界情報の取り扱いや管理などの定めは特にありません。このあたりの課題を整理することで、将来的に地籍調査へつなげることができるのではないのでしょうか。</p>	

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
5	15	<p>「林地台帳作成・管理の流れ」図では「地籍調査の結果の反映」とありますが、現状の地籍調査の方針として山林は後回しである。県はどのように地籍調査をすすめるのか。</p>	<p>市町が森林の土地の所有者や所在等の情報を取りまとめて整備・公表する「林地台帳」制度では、地籍調査の情報があれば反映し、情報がない場合でも、新たに土地所有者となった者の届出や、「放置林防止対策境界明確化事業」等の公的支援により明確化された境界の情報等が反映、更新されます。</p> <p>なお、林地は本県の地籍調査対象面積の60%以上を占めており、林地の地籍調査が進めば、本県の進捗率は大幅な向上が見込まれます。そのため、「滋賀県地籍調査推進プラン」の基本方針の1つに「林地の地籍調査を推進」を掲げ、市町の森林部局および森林組合等との連携により地籍調査を推進することとしています。</p> <p>具体的方策としては、地籍調査の重要性を県民の皆さんに御理解いただくため、自治会等への出前講座を実施しており、森林組合への出前講座の実績もあります。また、森林組合等が地籍調査の事業主体となる場合は、事業費の2/3を国の負担(市町事業の場合は国1/2負担)により、調査を行うことができます。</p> <p>林地台帳制度の創設を契機に、森林の土地所有者の方や林業従事者の方に、これまで以上に林地の地籍調査の重要性を御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
6	15	<p>集落一体で森林の手入れを行い、多面的価値を高め理解を深めることをしたいが、作業に人が集まらず進まない。地域で財産価値を高める取組への支援、ノウハウの提供をお願いしたい。</p>	<p>案ではP14の5(1)②取組1で記載しているように「森林所有者に対する森林経営への理解の醸成」や、同取組3で「自伐型林業の促進等による森林経営意欲喚起」を掲げており、またP37で「地域の森林づくりを推進する集落数」を目標として掲げています。森林・林業に関する情報の提供や技術支援など、集落での森林づくりの取組を進めます。</p>
7	16 37	<p>アクションプラン(案)では特に伐採することが強く推進されている。年齢の平準化を推進するためには伐採と同等の面積の再生林を行わなければならないが、滋賀県内で苗木の生産についてはおざなりになっていると感じられる。</p> <p>今後、植栽面積の増加が見込まれることから滋賀県内で苗木を生産して植栽する体制を整えるように検討をお願いしたい。</p>	<p>案ではP16の5(1)③取組1で記載しているように、主伐については、環境に配慮しながら進めることとしています。生産力拡大を行うと同時に、再生林を促進するため「伐採・造林一貫システム等の低コスト造林の技術開発」や「県産苗木の生産体制の整備」を掲げており、積極的に取り組んでまいります。</p>
8	25	<p>山に資源がどんどんたまっているのに人間がいない。琵琶湖を守るためには木を使うこと、木の家を建てる必要がある。地元の木を使うモデルハウスなど、木材のほうがいよ、と思わせる事業や研修をやっていく必要がある。</p>	<p>案ではP25の5(3)②で記載しているとおり、県産材について、公共建築物、一般住宅、土木工事、木製品など幅広く利用していくこととし、現在、県産材を使用する住宅への支援として「木の香る淡海の家推進事業」などにより積極的に取り組んでいるところです。さらに5(3)③でCLT等や木質バイオマスのエネルギー利用など新たな需要の開拓について掲げており、また5(3)①で記載しているように、県産材利用について消費者の理解の醸成や製品のブランド化、県産材の魅力の発信など積極的なPRに取り組んでまいります。</p>
9	27 37	<p>CLT建築の目標が掲げられているが、具体的にどのように取り組んでいくのか。林業のことは費用対効果を考えると実行できないことが多い。CLTなら希望が湧くのではないか。</p>	<p>案ではP27の5(3)③取組2で記載しているとおり、CLTの普及と活用の推進に取り組むこととしており、平成28年度に設立した「滋賀県CLT等普及促進協議会」を通じ、情報収集、共有を図りながら関係団体と連携し、県内の建築物における構造材ほか内装など幅広い利用に向けた可能性も検討しながら、県として数値目標を設けるなど、率先して着実に活用につながる取組を進めてまいります。</p>
6 数値目標			
10	34 35 37	<p>数値目標「持続的活用が可能な森林山村資源数」について。</p> <p>平成27年度累計3種類とあるが、本文から読み取れず、注釈にもなく定義不明。そのため平成32年度の目標(9種類)を達成するアクションの評価ができない。</p>	<p>ご指摘のとおり、「持続的活用が可能な森林山村資源数」については不明瞭であることから、P37数値目標に、下記のとおり定義を記載します。</p> <p>「*5 山村地域に存在する自然生態系や特用林産物などの森林資源のうち、地域住民などが利用することで、都市部との交流、山村での就労、地域住民の生きがいなどにつながり、地域の活性化をもたらすことが見込める資源。」</p>

「しがの林業成長産業化アクションプラン」の原案に対する市町からの意見とこれらに対する県の考え方について

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
5 林業・木材産業の振興に向けた取組			
1	14 40	「作業システムの改善」のところ。 「自走式搬機」と「自走式搬器」が併存しており、用語の統一が必要。	ご指摘を踏まえ下記のとおり統一することとします。 修正前「自走式搬機」 修正後「自走式搬器」

しがの林業成長産業化アクションプラン(案)の概要

1 はじめに	4 プランの目指す姿と取組の方向	5 林業・木材産業の振興に向けた取組	6 数値目標	
<p>(1) 策定の趣旨 「琵琶湖森林づくり基本計画」の実現のため、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定する。</p> <p>(2) 計画期間 平成28年度～平成32年度</p>	<p>・ プランの目指す姿</p> <p>「山を活かし、水源を育み、地域を元気にするしがの林業・木材産業の実現」</p> <p>・ 取組の方向</p> <p>(1) 森林資源の循環利用による活力ある林業の推進 (主として川上)</p>	<p>①効率的な木材生産に資する新たな技術の導入や基盤整備を推進</p> <p>②森林所有者の特定や境界の明確化を進めるとともに、木材生産適地を判断し、集中的な集約化を推進</p> <p>③環境に配慮しながら主伐や再生林に取り組み、生産力拡大と森林資源の循環利用を促進</p>	<p>【主な数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none">林業産出額 (H26) 9.7億円 → 11.6億円再生林モデル地区数(累計) (H27) 0箇所 → 3箇所	
<p>2 本県の林業・木材産業の現状</p> <p>(1) 森林・林業の現状</p> <ul style="list-style-type: none">本県人工林は利用期を迎え充実。素材生産量は5万m³程度で資源を有効に活用できていない。本県の森林は大部分が民有林で、多くは零細所有。集約化を行う上で、所有者や境界の不明確化が問題となっている。素材生産事業者は小規模で、全国に比べ生産力は低位。植栽面積は長年に渡り減少。森林資源の循環利用に支障を来す恐れ。 <p>(2) 木材産業の現状</p> <ul style="list-style-type: none">A材は主に県内市場から取引され、B材、C材は主として県内外の大口需要者へ直送での取引が一般化。木材産業は小規模で高度な加工施設を持つ事業者が少ない。機械等級区分製材JAS認定工場は1社のみ。県産材素材の大口需要は県外に頼らざるを得ない状況。公共建築物を中心に県産材の利用ニーズが一定量存在。	<p>3 林業の成長産業化における課題</p> <p>(1) 施業集約化の遅れ等により、効率的・安定的な木材生産ができていない。伐採・再生林へ貫した作業が行われず、本県の森林が高齢級に移行。森林の適切な更新が必要。</p> <p>(2) 様々な需要に対応した生産・流通体制が未確立。また本県の強みである交通アクセスの良さを活かす取組が必要。</p> <p>(3) 県産材利用は、合板、集成材などの大口需要に依存しており、県内の住宅や公共建築物で利用される仕組みが未確立。県産材需要の創出を図っていくことが必要。</p> <p>(4) 林業・木材産業に関する専門知識を持った人材の育成・確保が必要。</p> <p>(5) 琵琶湖の保全・再生の観点重視した、森林整備や木材生産のための方策の確立が必要。</p>	<p>(2) 木材利用のニーズに対応した加工・流通体制の整備と、物流の強みを活かした県産材の販路拡大の推進 (主として川中)</p> <p>(3) 豊かな暮らしの実現に貢献する幅広い県産材の利用 (主として川下)</p> <p>(4) しがの林業成長産業化を実現する専門性の高い人材の育成</p>	<p>①県内の製材工場が連携・協力して県産材を加工し、建築物等で使われるための仕組みの構築を支援</p> <p>②県産材の需給情報が共有されるシステムの構築を支援</p> <p>③近畿、中部、北陸の結節点で交通網によるアクセスに恵まれた本県の強みを活かし、近隣府県の大型需要者へ安定的に原木が供給される取組を推進</p> <p>①県産材の利用について消費者の理解を醸成</p> <p>②県産材が一般住宅、公共建築物、土木工事、木製品などで幅広く利用される取組を推進</p> <p>③CLT等新たな製品の普及、木質バイオマスのエネルギー利用の促進等によって、新たな木材需要の創出を推進</p> <p>①新規就業者の確保</p> <p>②川上から川下すべての段階において専門性の高い技術者の育成を推進</p> <p>③様々な世代を対象に木材利用への愛着を高めるための「木育」の取組を推進</p> <p>④森林経営の中核的な担い手である森林組合の経営基盤の強化を推進</p>	<p>【主な数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none">原木市場・木材流通センターの原木取扱量 (H27) 41,000m³ → 90,000m³県内木材産業の水平連携箇所数(累計) (H27) 1箇所 → 5箇所未利用材を活用し、県内でエネルギー利用される木質バイオマス量 (H27) 950t → 5,525t <p>【主な数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none">びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数 (H27) 10施設 → 20施設CLTを活用し整備された施設数(累計) (H27) 0施設 → 3施設県産材利用のための研究開発(累計) (H27) 30件 → 45件 <p>【主な数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none">一定の能力を身につけた森林作業員数(累計) (H27) 78名 → 88名林業への新規就業者数(累計) (H27) 19名 → 69名
<p>7 プランの進行管理</p> <ul style="list-style-type: none">毎年度の実施状況について、琵琶湖森林づくり基本計画と併せて評価・検証を行い公表し、必要に応じて見直しを行う。タウンミーティング等での報告や、有識者に施策に関する助言や進捗状況について評価を受ける。	<p>(5) 琵琶湖の水源林や環境保全に資する林業成長産業化への取組</p>	<p>①カーボン・オフセット等の仕組みを活用し、森林保全と地球温暖化対策に貢献</p> <p>②森林認証の取得促進や森林整備指針の策定により、生物多様性の保全や琵琶湖の保全・再生に資する森林整備や木材生産活動を推進</p> <p>③森林資源を活用し、その魅力の発信や就労機会を提供すること等により、山村を活性化</p>	<p>【主な数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none">森林認証取得面積(累計) (H27) 489ha → 1,500haJ-クレジット登録件数(累計) (H27) 1箇所 → 3箇所持続的活用が可能な森林山村資源数(累計) (H27) 3種類 → 9種類	
<p>8 関係者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none">県は、市町、森林所有者、関係業界・団体、県民・企業等、幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことによりプランの実現を図る。				

しがの林業成長産業化アクションプランのイメージ

山を活かし、水源を育み、地域を元気にするしがの林業・木材産業の実現

川中
木材利用のニーズに対応した加工・流通体制の整備と、物流の強みを活かした県産材の販路拡大の推進

琵琶湖の水源林や環境保全に資する林業成長産業化への取組

集約化の一層の推進
木材搬出エリアの拡大

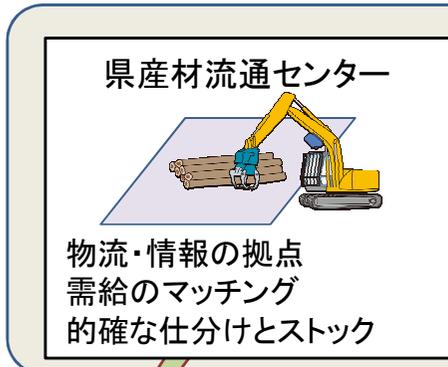
新たな技術の導入

主伐・再造林の推進

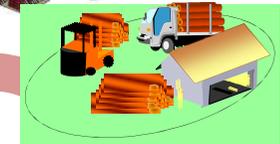
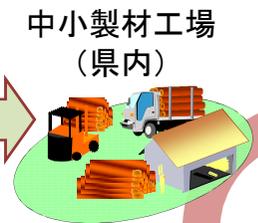
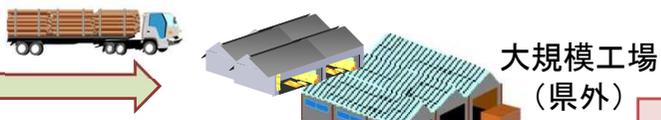
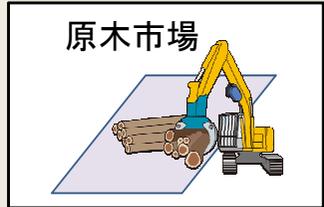
川上
森林資源の循環利用による活力ある林業の推進

滋賀県産苗の生産と活用

川下
豊かな暮らしの実現に貢献する幅広い県産材の利用



情報交換



連携・協業組織化



C材(チップ等)
県内外チップ工場へ

B材(合板用材)

A材(建築用材)
需要に的確に対応する製品の供給



しがの林業成長産業化を実現する専門性の高い人材の育成

地域の実情に応じた路網の整備



CLT活用の普及



製紙・木質バイオマス活用



公共施設



住宅



土木用資材



木製品

多角的な資源の活用